大阪府災害福祉支援ネットワーク設置運営要綱

（目的）

第１条　大阪府災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、大阪府内及び府外での災害発生時の福祉ニーズに円滑に対応するため、府内の福祉関係団体と行政において、相互の取組みの情報集約や共有、被災地の福祉ニーズへの連携した取組みや調整等を行うことを目的として設置する。

（構成）

第２条　ネットワークの構成員は別表のとおりとする。

２　ネットワーク事務局は、大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課が担うものとする。

３　ネットワーク事務局は、必要に応じ、構成員の了承を経て、構成員を追加することができる。

（活動）

第３条　ネットワークは、下記に掲げる活動を行う。

（１）　平時にネットワーク会議を開催し、次の各号に掲げる内容を協議する。

　　①　大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪DWAT」という。）のチーム組成の方法及び活動内容

　　　　　②　大阪DWATのチームの派遣決定及び情報収集の方法

　　　　　③　災害時における構成員の役割分担

　　　　　④　災害時における本部体制の構築

　　　　　⑤　費用負担

　　　　　⑥　保健医療関係者との連携

　　　　　⑦　チーム員に対する研修・訓練

　　　　　⑧　受援体制の構築

　　　　　⑨　広報・啓発

　　　　　⑩　その他、大阪DWATの派遣に必要な事項

　　　　　⑪　災害時における地域の福祉支援体制に関し、必要な事項

（２）　災害発生時にネットワーク会議を開催する等により、大阪DWATの派遣要否について検討し、その他チームの派遣に必要な活動を行う。

２　第１項のネットワークの活動は、各構成員及び関連団体との取組みと連携してこれを行う。

（会議の開催）

第４条　ネットワーク会議の開催は、ネットワーク事務局又は大阪DWAT本部が招集してこれを行う。

２　ネットワーク会議は、構成員の過半数の出席により成立する。但し災害発生時等ネットワーク事務局が緊急と認める場合はこの限りではない。

（協議）

第５条　本要綱に定めのない事項については、ネットワーク会議で協議の上、決定する。

（附則）

この要綱は、平成３１年３月２８日から施行する。

　この要綱は、令和元年７月２日から施行する。

　この要綱は、令和３年６月１７日から施行する。

　この要綱は、令和６年６月３日から施行する。

（別表）

|  |
| --- |
| 公益社団法人　大阪介護支援専門員協会 |
| 公益社団法人　大阪介護福祉士会 |
| 公益社団法人　大阪介護老人保健施設協会 |
| 公益社団法人　大阪社会福祉士会 |
| 社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会 |
| 一般社団法人　大阪府訪問看護ステーション協会 |
| 公益社団法人　大阪府理学療法士会 |
| 特定非営利活動法人　大阪医療ソーシャルワーカー協会 |
| 一般社団法人　大阪精神保健福祉士協会 |
| 大阪府臨床心理士会 |
| 大阪府（福祉部、政策企画部危機管理室、健康医療部） |